

(刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約に関する中央当局に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文)

(参考)

(刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約に関する中央当局に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日ワシントンで署名された刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約(以下「条約」という)第二条1(2)に言及するとともに、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

日本国政府は、条約に基づく日本国からの請求及びアメリカ合衆国からの請求に係る中央当局に関し、次のとおり指定する。

- (1) アメリカ合衆国による請求については、法務大臣又は法務大臣が指定する者(以下「法務大臣」という)を中央当局とする。
- (2) 日本国による請求については、検察官又は司法警察職員(警察官及び皇宮護衛官を除く)により送付された請求に関連する中央当局は、法務大臣とする。警察官又は皇宮護衛官により送付された請求に関連す

る中央当局は、国家公安委員会又は国家公安委員会が指定する者（以下「国家公安委員会」という。）とする。ただし、請求された共助の実施に当たりアメリカ合衆国において裁判所の命令による証人の尋問が必ずとなる場合には、当該請求に関連する中央当局は、法務大臣とする。

(3) 法務大臣及び国家公安委員会は、日本国の中央当局として、これらの機関が行う請求の不必要な重複を避け、効率的かつ迅速な共助の実施を促進するための仕組みを設ける。このため、国家公安委員会は、請求を行う前に当該請求につき法務大臣に通報する。

(4) アメリカ合衆国の中央当局は、必要に心じ、日本国により請求された共助の実施（当該請求を法務大臣が行うか国家公安委員会が行うかを問わない。）に関する事項について法務大臣と協議することができる。協議の対象が国家公安委員会による請求である場合には、法務大臣は、当該請求された共助の実施について調整するために国家公安委員会と協議する。

日本国政府は、アメリカ合衆国政府に対し、前記の事項に関するいかなる変更をも通報するものとする。両政府は、当該変更の実施に先立ち、条約第十八条2に基づき、必要に心じ協議するものとする。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をアメリカ合衆国政府に代わって確認する閣下の返簡が、両政府

間の合意を構成するものとみなし、その合意が条約の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

一千九百一十三年八月五日にワシントンで

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使 加藤良三

アメリカ合衆国

國務長官 コリン・L・パウエル閣下

(米側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本長官は、一千二年八月五日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

アメリカ合衆国政府は、前記の書簡において日本国政府によりなされている指定を歓迎します。アメリカ合衆国政府は、種々の請求についていずれの当局が日本国の中央当局となるかに関する明確な理解は、条約の効率的な実施に不可欠であることを強調します。

本長官は、更に、前記の了解をアメリカ合衆国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が条約の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千三年八月五日にワシントンで

アメリカ合衆国

國務長官 コリン・L・パウエル

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全權大使 加藤良二閣下